

日本ペリサイン CPS3.3.1 における変更点は、EV SSL 証明書発行に伴う規定を追加するものであり、以下が変更内容となります。

	対象セクション	変更内容
1	3.1.1 識別名の種類	EV SSL 証明書の項目とプロフィールの要求項目については、本 CPS Appendix B3 の Section 6 に記載される。
2	3.2.2 組織の実在性確認	Table 6 に” <b>Extended Validation Certificates</b> ”に関する追記
3	7.1.2 証明書エクステンション	EV SSL 証明書のエクステンションについての要求事項は、本 CPS の Appendix B3 に記載される。
4	9.8 責任の制限	EV SSL 証明書に対するペリサインの責任の制限は、本 CPS Appendix B1 のセクション 37 に記述される。
5	別表 A. 略語・定義表	定義表への追加： Enterprise EV Certificate: EV Certificate: EV OID
6	Appendix B1 Appendix B2 Appendix B3	EV 証明書関連項目の追加